

地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務
公募型プロポーザル審査基準

■評価項目

No	評価項目	評価内容	配点
1	業務の理解度	(1) 本業務について、また、本市の考え方を理解したうえで提案しているか。	5
2	業務実績	(1) 類似及び関連する業務の実績はあるか。	5
		(2) 実績から本事業を遂行できる能力の確認ができるか。	5
3	実施体制	(1) 派遣社員をサポートする体制は整っているか。 (派遣社員をサポートする担当者があるか、サポート方法が具体的に示されているか等)	5
4	派遣社員	(1) 業務に対する意欲や、本市で働くことの期待や意欲、熱意がうかがえるか。	15
		(2) 派遣社員の職務経歴、知識やスキルは本業務への寄与が期待できるか。	10
		(3) 双方向的に議論でき、コミュニケーション能力に問題はないか。	10
5	提案内容	(1) 市産品に関する魅力、課題等の事項についての調査・分析について、期待できる内容となっているか。	10
		(2) 市産品のブランディング及び市場受けする商品づくりについて、期待できる内容となっているか。	10
		(3) 市産品に焦点を当てた情報発信・PR 事業について、期待できる内容となっているか。	10
		(4) ノウハウやネットワーク、営業力等、三大都市圏に所在する企業としての自社の強みを活用した提案内容となっているか。	10
6	提案金額	(1) 派遣社員の勤務条件（勤務期間、月の勤務日数、1日の勤務時間）が異なる場合があり提案金額の単純比較ができないため、提案金額を令和4年12月1日（木）から令和5年3月31日（金）の間の派遣社員の合計勤務時間で除した額（以下「基準額」という。）を比較し、以下の【計算式】のとおり評価する。 【計算式】 5点（配点）×「提案金額÷合計勤務時間」（基準額が最低の事業者）÷「提案金額÷合計勤務時間」（本提案事業者） ※小数点以下は計算の最後に四捨五入する。	5
		合計	100